

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	30-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	根拠条項	35-1	不利益処分の種類	第一種フロン類充填回収業者の登録の取消し、業務停止命令	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成十三年六月二十二日法律第六十四号)						
(登録の取消し等)						
第三十五条 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。						
一 不正の手段により第一種フロン類充填回収業者の登録を受けたとき。						
二 その者の第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備が第二十九条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。						
三 第二十九条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。						
四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。						